承認第2号 説明資料

幕別町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例 改 正 条 例

○幕別町税条例

(昭和30年5月30日 条例第18号)

第1条~第32条

(所得割の課税標準)

第33条

2及び3

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の 納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36条の3第1項の確定申告書を含む。) に特定配当等に係る所得の明細に関する 事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、 当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1 日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後にお いて町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに 提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。) に特定株式等譲渡所得金額 に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長

○幕別町税条例

(昭和30年5月30日 条例第18号)

第1条~第32条 (所得割の課税標準)

第33条 略

2及び3

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の特定配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された 次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得 の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等 申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めると きを含む。) は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。た だし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場 合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の 規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申 告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5

前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1 日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(町民税の納税通知書が送達 される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同 じ。) に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則 に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がな いことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該

が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条~第34条の8 略

(配当割額又は株式譲渡所得割の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

第35条~第47条の6略

(法人の町民税の申告納付)

- 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国 法人が、外国の法人税等を課された場合<u>においては</u>、法第321条の8第24項及び 令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により、申告 納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含

改 正 条 例

特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第</u>1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第34条~第34条の8 略

(配当割額又は株式譲渡所得割の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

第35条~第47条の6略

(法人の町民税の申告納付)

- 第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国 法人が、外国の法人税等を課された場合<u>には</u>、法第321条の8第24項及び令第48 条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により、申告納付す べき法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含

む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については当該法人税額について同条第

改 正 条 例

む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合<u>には</u>、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 🖹

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により、法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については当該法人税額について同条第1

1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

第49条 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>においては</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則 第22号の4様式による納付書によって、納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から、納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項

項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

第49条 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>には</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式による納付書<u>により</u>、納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から、納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するもの

において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 略
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの (法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合に は、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌 日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第51条~第60条 略

(固定資産財の課税標準)

第61条 略

 $2 \sim 7$ 略

- 8 法第349条の3<u>、第349条の4又は第349条の5</u>の規定の適用を受ける固定資産 に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前7項</u>の規定にかかわらず、法第349 条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。
- 9及び10 略

改 正 条 例

を含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る町税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 瞬

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

第51条~第60条 略

(固定資産財の課税標準)

第61条 略

 $2 \sim 7$

- 8 法第349条の3<u>又は第349条の3の4から第349条の5まで</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前各項</u>の規定にかかわらず、法第349条の3<u>又は第349条の3の4から第349条の5まで</u>に定める額とする。
- 9及び10 略

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の

改 正 条 例

第62条及び第63条 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則<u>第15条の3第2項</u>の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)及び(2) 略

- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋<u>の区分所有者全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) 略
- 2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出) 第63条の3 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事

2とする。

- 2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第62条及び第63条略

(施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u>の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u>の 規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月 31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなけれ ばならない。

(1)及び(2) 略

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出) 第63条の3 略

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災

項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に 提出して行わなければならない。

(1)~(6) 略 3及び4 略

第64条~第74条 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度 分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属す る年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解 除日の属する年の1月1日<u>以後3年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各 年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

第75条~第151条 略

改 正 条 例

市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)~(6) 略

3及び4 略

第64条~第74条略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

第75条~第151条 略

附則

第1条~第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

第9条及び第9条の2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の 固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは、「若しくは 第349条の5又は法附則第15条、第15条の2、第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2\sim4$ 略

- 5 法<u>附</u>則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法<u>附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 8 法<u>附</u>則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

附則

第1条~第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

第9条及び第9条の2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定 資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」と あるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

 $2\sim4$ 略

- 5 法<u>附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法<u>附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法<u>附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第32項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

- 10 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する町の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。
- 11 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第2項</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- 3 略
- 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12条第21項第2号</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする 者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申 告書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される</u>同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
 - (3) 略
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - $(1)\sim(6)$ 略

改 正 条 例

- 0 法附則第15条第44項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第3項</u>に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

3 略

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第12条第21項第1号ロ</u>に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする 者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申 告書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附</u>則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) 令<u>附則第12条第28項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項 各号のいずれに該当するかの別
- (5) 略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 略
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改 修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提 出しなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第36項</u>に規定する補助金 等
- (6) 略

改 正 条 例

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) 令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項 各号のいずれに該当するかの別
- (5) 略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金 等
- (6) 略
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号に個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、

現 行 条 例	改正条例
	3月以内に提出することができなかった理由 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金
9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月	等 (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月
以内に、次に掲げる事項を記載した申告書 <u>に施行規則附則第7条第11項</u> に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 <u>附則第12条第24項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。(1)~(4) 略	以内に、次に掲げる事項を記載した申告書 <u>に施行規則附則第7条第14項</u> に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 <u>附則第12条第26項</u> に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)~(4) 略
(5) 施行規則 <u>附則第7条第11項</u> に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 第11条~第15条 略	(5) 施行規則 <u>附則第7条第14項</u> に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 第11条~第15条 略
(軽自動車の税率の特例) 第16条 略 2 略 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリ	(軽自動車の税率の特例) 第16条 略 2 略

ンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5, 400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 略

改 正 条 例

ンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第5項を除く。)</u>において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

		, - 9
第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 略

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

現 行 条 例 改 正 条 例 (軽自動車税の賦課徴収の特例) 第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第 第16条の2 削除 2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどう かの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をす るものとする。 2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項 の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知 った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をし た者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接 又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の 認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取 り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を 賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし て、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不 足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条 期限とし、当該」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例) (上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式 等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る 配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配 当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特 定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする 旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するも のとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式 等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の 規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の

中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がな いものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納

第16条の3

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式 等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る 配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配 当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特 定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする 旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に 掲げる場合を除く。) に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が 前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条 第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義

特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 略

第16条の4~第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第4項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第4項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法<u>附則第34条の2第9項</u>の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3~第21条 略

改 正 条 例

務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれ も提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘 案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。
- 3 略

第16条の4~第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第1項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ、</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法<u>附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
- 3 略

第17条の3~第21条 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第21条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 略

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると

改 正 条 例

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第21条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 略

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申

町長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第21条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。) については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、 当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の 所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当 等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適 用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除 して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第 3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額 に相当する町民税の所得割を課する。

改 正 条 例

告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他 の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認め るときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第21条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課す

2. 12

る。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。) については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、 当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の 所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」とい う。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた 第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税 率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が 租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、 100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1)~(3) 略
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第21条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21</u>条の2第3項の規定による町民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を

改 正 条 例

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。
- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(3) 略
 - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第21条の3第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21条の3第3項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第21条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読

現 行 条 例	改 正 条 例
課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 第22条~第29条 略	み替えて適用される法第37条の4」とする。 第22条~第29条 略

幕別町税条例の一部を改正する条例の概要

法 · · · · · · · · · · · · · · 地方税法(昭和25年法律第226号)

法附則 · · · · · · · · · · 地方税法附則

条例 · · · · · · · · · · · · 幕別町税条例(昭和30年条例第18号)

条例附則 · · · · · · · · · · · · · 幕別町税条例附則

税目名 個人町民税

事 項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 上場株式等に係	法第313条第13号	上場株式等に係る配当所得等の課税方式の明確化	平成29年4月1日か
る配当所得等の課	法第313条第15号	上場株式等に係る配当所得等について、町長が納税義務者の意思等を勘案し、所得税	ら適用する。
税の見直し	条例第33条第4項	と異なる課税方式により個人住民税を課すことができることを明確化した。	
	条例第33条第6項		
	条例第34条の9		
2 肉用牛の売却に	法附則第6条第4項	肉用牛の売却に係る特例措置の延長	平成29年4月1日か
よる事業所得に係	条例附則第8条	肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長(平成30	ら適用する。
る町民税の課税の		年度末⇒平成33年度末)	
特例			
3 優良住宅地の造	法附則第34条の2	優良住宅地造成に係る譲渡所得に係る特例措置の延長	平成29年4月1日か
成等のために土地	条例附則第17条の2	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例	ら適用する。
等を譲渡した場合		について、適用期限を3年間延長(平成29年度末⇒平成32年度末)	
の長期譲渡所得に			
係る町民税の課税			
の特例			
4 引用条項及び文		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	平成29年4月1日か
言の整理			ら適用する。

税目名 固定資産税

				 内 容						
事 項	関係条項		適用年月日等							
1 震災等による被	法第349条の3の3	償却資産、家屋等に対する課税	償却資産、家屋等に対する課税標準及び課税の特例							
災家屋等に係る課	法第349条の3の4	震災等により滅失し、又は損	震災等により滅失し、又は損壊した償却資産、家屋に代わる償却資産、家屋を取得し							
税の特例	法第352条の3	た場合における当該資産につい	て、当該震災	災から4年度間はその課	税標準又は税額を2					
	法第702条の4の2	分の1とする。								
	条例第61条第8項		20 = 7 = 0							
2 わがまち特例の	法第349条の3第28項	児童福祉法による事業認可を受	けた者が使	用する家屋及び償却資産	に係る課税標準の	平成29年4月1日か				
割合を定める規定	法第349条の3第29項	軽減割合の規定				ら適用する。				
	法第349条の3第30項	本光托 叫		法の規定	本町で					
	法附則第15条第44項	事業種別	参酌基準	わがまち特例の範囲	定める割合					
	条例第61条の2	ウは40m 大 事业	1	$\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{2}{2}$ 以下	2					
	条例附則第10条の2第10項	家庭的保育事業	2	3 3	3					
		日本計明刊年本本學	1	1 N. L. 2 N. T.	2					
		居宅訪問型保育事業	2	$\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下	3					
		+ ₩=r + /n +>+₩	1	<u>1</u> 以上 ² 以下	2					
		事業所内保育事業	2	- 以工 ー 以下 3 3	3					
2 わがまち特例の	法第349条の3第28項	児童福祉法による事業認可を受	けた者が使	用する家屋及び償却資産	に係る課税標準の	平成29年4月1日か				
割合を定める規定	法第349条の3第29項	軽減割合の規定				ら適用する。				
	法第349条の3第30項	事業種別		法の規定	本町で					
	法附則第15条第44項	→ すえ 作品が、	参酌基準	わがまち特例の範囲	定める割合					
	条例第61条の2	家庭的保育事業	1	$\frac{1}{2}$ 以上 $\frac{2}{2}$ 以下	2					
	条例附則第10条の2第10項		2	3 3	3					
		日本計明刊但本事業	1	1 N L 2 NT	2					
		居宅訪問型保育事業	2	$\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下	3					
		市业 式	1	$\frac{1}{3}$ 以上 $\frac{2}{3}$ 以下	2					
		事業所内保育事業	2	3 3	3					
				<u> </u>						
3 引用条項及び文		地方税法の改正に伴う法律の引	用条項及び	文言の <mark>整理</mark>		平成29年4月1日か				
言の整理						ら適用する。				

税目名 軽自動車税

事 項	関係条項		改正内容							
1 軽自動車税の税	法附則第30条第6項	グリーン化物	グリーン化特例の見直し						平成29年4月1日か	
率の特例	法附則第30条第7項	平成29年	平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した4輪以上及び3輪の軽自						ら適用する。	
	法附則第30条第8項	動車(新車	に限る。)に	こ対する、排	出ガス性能	及び燃費性能	に応じた「ク	ブリーン化特		
	条例附則第16条第5項	例」の重点	列」の重点化を行ったうえで2年間延長							
	条例附則第16条第6項		車種区分 税額 (年額)							
	条例附則第16条第7項		- 中- 作里	. 四刀		(ア)	(イ)	(ウ)		
		軽自動車	三輪			3,000円	2,000 円	1,000円		
			四輪以上	乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円		
					自家用	8,100円	5,400円	2,700円		
				貨物用	営業用	2,900円	1,900円	1,000円		
					自家用	3,800円	2,500円	1,300円		
		(ア) 乗	(ア) 乗 用:平成32年度燃費基準+10%達成車							
			貨物用:平成27年度燃費基準+15%達成車							
			(イ)乗 用:平成 32 年度燃費基準+30%達成車							
			貨物用:平成27年度燃費基準+35%達成車							
			(ウ)電気自動車・天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制 N0x10%以上低減)							
			※(ア)、(イ)は、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。							
			※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載。							
2 引用条項及び文		地方税法の記	地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理					平成29年4月1日か		
言の整理									ら適用する。	